

ろうきょう

●発行／労働者供給事業関連労働組合協議会
(略称 労供労組協)

●発行人／ろうきょう編集委員会
〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

労供労組協第27回総会開催される 派遣に代わる労働者供給事業を求めて

去る、3月12日(金)、16時より、タブレット根岸5階会議室にて労働者供給第27回総会が開催されました。関西から4組合、9名、総勢16組合33名の参加がありました。最初に伊藤彰信議長

から「今国会で労働者派遣法が改訂されようとしているが、はたして抜本的な見直しになっているのか疑問だ。今期は社会政策学会で労働事業について報告したり、國學院大学で労働研究会が立ち上がった。労供事業が社会的に認知され、派遣に代わるためにどう活動していくのか、また、どのように社会的にアピールしていくのが課題だ。労働者供給事業法を作り、労働組合の労働者が派遣に代わるよう運動を作っていこう。」と挨拶がありました。

その後、横山南人事務局長から、2009年度の経過が以下の通り報告されました。

昨年の3月19日お



よび10月7日の厚生労働省との懇談、今年2月12日の日雇い雇用保険受給資格の緊急緩和措置や労働者供給事業者による労働者供給事業報告の集計結果公表などを厚生労働省へ要請しました。

企業組合スタフフォーラムでの供給・派遣における労働者派遣事業の運営状況については、一昨年、秋以降の景気の後退により、上半期の中心となる予定だっ

た製造・倉庫業への派遣が4分の1にまで落ち込み、事業計画の見直しをする事態にまで至りました。また、活発な営業活動により派遣先企業を開拓するものの、開拓先企業の労働組合アレルギーにより直前に破談になるケースが多々ありました。

各組合における労働事業報告ではどの組合

【2009年度活動方針】

1. 主な活動課題

- (1)労働者の権利の維持・拡大
- (2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展
- (3)労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。
- (4)労働者派遣法が規制強化される中で、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

2. 他団体、行政との協力

- (1)國學院大学経済学部の労供研究会に参加し、共同で研究を進める。
- (2)労働者協同組合と連携して労働者協同組合法の制定運動を進める。
- (3)NPO派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (4)行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。
- (5)国連が決議した2012年の協同組合年に向けて、市民参加(新しい公共)による運動への関わりを検討する。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1)労供事業の事業主体を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2)労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、経済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4. 運営

- (1)事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2)機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3)総会を年1回、幹事会を年3回開催し、4役員会議は随時開催する。
- (4)秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5)会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

も現在の不景気を反映して厳しい事業運営状況が報告されました。しかし、そういう状況の中でも、新たな供給先を確保し、供給を広げるとの話も聞かれました。

2009年度に新たな仲間として、全自交労連(全国自動車交通労働組合連合会)を迎え、全国の労供事業所

79事業所の内、44事業所が労供労組協の加盟事業所となっています。2010年度方針では「供給・派遣」における事業体として、今国会で成立する見通しのある労働者協同組合の活用を検討し、國學院大学経済学部の労供研究会において共同で研究を進めることを新たに掲げました。

衆議院厚生労働委員会において社民党阿部知子議員

労働者供給事業について質問

労供は労働者保護という観点ですぐれた働き方の一つ

3月16日(火)に労供
労組協伊藤彰信議長、太
田武二副議長および横山
南人事務局長の3名が社
民党の阿部知子議員を訪
問しました。

昨年3月の雇用保険等
の改正時に付帯決議の中
に「雇用情勢の急激な悪
化に伴い、日雇労働者の
求職活動が厳しさを増し
ていることにかんがみ、
日雇労働求職者給付金の
需給要件の見直しを含め
制度が活用されるよう一
層の周知徹底を図ること。」
という文章が入っていま
す。この日雇雇用保険に
関わる件と労働者供給事
業に関して、衆議院厚生
労働委員会での質問内容
について、打合せを行
いました。

翌日、3月17日(水)

の衆議院厚生労働委員会
での阿部議員と長妻厚生
労働大臣および細川厚生

労働副大臣との質疑応答
の概要は以下の通りです。
阿部議員「日雇い労働者
はどれくらいいるのか。」
長妻厚生労働大臣「平成
20年度は108万人であ
り、平成6年度は120
万人であった。そして、
日雇労働被保険者手帳の
交付件数は、平成20年度
においては2万4千90
7件で、平成6年度には
6万895件だったので、
かなり減っている。」

阿部議員「日雇労働者が
持つはずの白手帳の交付
は6万から2万4千と、
半分以下に減ってきてい
る。日雇保険の受給者が
少ないということはこの
ようにお考えか。」
長妻大臣「この減った理
由の実態調査を指示をし
ている。」
阿部議員「昨年の衆議院
厚生労働委員会では、雇
用保険法の改正の採用時

に、日雇
雇用保険
に関して
付帯決議
(日雇労働

労働者の求職者給付金の
需給要件の見直し等)が
採択された。では、果た
してどのような見直しを
考えているのか。」
長妻大臣「日雇労働者の
人数に比べて、被保険有
資格の手帳を交付されて
いる方が少ないという実
態と、減少幅が大きいと
いうことについて、実態
を詳細に把握した上で、
同時並行的に、この手帳
の役割について広報を適
切な場所ですていくとい
うことを検討したい。そ
して、改善すべき点があ
れば改善させていただく。」

阿部議員「引き続き、
もう一問。1986年に
労働者派遣法が施行され
この労働者派遣という形
態が我が社会に取り入れ
られた裏側では、労働組
合が行う労働者供給事業
というものが認められて
いる。労働者みずからが

労働組合という形をもつ
て、無料の職業紹介を行
うわけで、労働者保護と
いう観点ですぐれた働
き方の一つになるのでは
ないかと思う。現在、こ
の事業の実態、事業を
実施している組合はどの
くらいあるのか。また、今
後、厚生労働省としては、
労働者保護の観点から、
労働者供給事業をどのよ
うに評価し、サポートを
していくのか。」

細川副大臣「平成20年度
においては、79の組合が
許可を得ており、4万7
千人の労働者を年間延べ
約143万件、労働者供
給を行っている。昨年の
労政審の答甲では、日雇
派遣が禁止をることになっ
ており、派遣労働者の雇
用の安定とか、あるいは
企業の人材確保を支援す
るという意味では、必要
な措置を講ずるのが適当
だ、という内容になって
いるので、厚生労働省と
しても、さらに検討を進
めていきたい。」

この国会中継のビデオは衆議院TV (<http://www.shugiintv.go.jp/>) に収録(下記URL)されています。

http://www.shugiintv.go.jp/jp/wmpdyna.asx?deli_id=40256&media_type=wb&lang=j&spkid=19688&time=00:10:33.8

厚生労働省へ要請

去る2月12日(金)厚生労働省へ要請を行いました。厚生労働省側は職業安定局需給調整事業課の鈴木英二郎課長らが対応しました。

要請内容は、日雇雇用保険の受給要件の緩和(印紙枚数を現行の2ヶ月間26枚から20枚に削減)と労働者供給事業法(仮称)の制定についての検討などです。

鈴木課長は労働者派遣法の改正後、派遣法は除いて、職業紹介事業や労働者供給事業などの非正規労働のあり方についての研究会を行う予定だと話されました。

日雇雇用保険の受給要件緩和については、雇用保険課の松岡係長は、日雇雇用保険は現在赤字であり、また、法改正を伴うので現状では難しいとの認識を示されました。

労働者供給事業者による、労働者供給事業報告の集計結果の公表については、集計結果が出たら知らせて欲しいと要望し、職業紹介事業係の十川係長は承諾されました。